

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部改正について

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を次のように改正する。

平成29年8月29日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市工場等立地促進に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工場等立地促進に関する条例（平成17年霧島市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「郵便業の施設」の次に「、研究開発施設」を加える。

第3条第2号イを次のように改める。

イ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第5条第2項第1号に規定する産業導入地区

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の施行に伴い、引用条項を改めるとともに、補助対象業種に研究開発施設を追加することにより、本市における工業の振興及び雇用の増大を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。